

掛川市告示第55号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり物品売払代金の徴収事務を委託した。

平成31年4月1日

掛川市長 松 井 三 郎

1 委託先

名 称 公益財団法人 掛川市生涯学習振興公社

所在地 掛川市大坂7373番地

2 委託した徴収事務

(1) 掛川市ステンドグラス美術館において販売する書籍「19世紀イギリスの名作ステンドグラス至宝の光」の売払代金の徴収事務

(2) 掛川市二の丸美術館において販売する別表に掲げる商品の売払代金の徴収事務

3 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで